

「婦人部設置ニ關スル決議案ハ既ニ可決サレマシタガ決議案ノ六  
一頁ノ下段五行目以下ニ斯カル（婦人）ノ隸屬的地位ハ又必然  
並木（編集）

「我々ハ從來コノ問題ニ對シテ多クノ論議ヲ費シタガ要スルニ資  
本主義ノ没落ニ於テ支配階級ハ」（中止）  
小林（東京合同）  
「眞ニ戰國的組合タル我ガ評議會ハ滿場一致テ本案ヲ可決スルコ  
トハ勿論デアアルガ然シナカラ原案中ニハ事實ノ行違ヒ又ハ文字  
上面白クナイ點アルカラ一部修正シテ貫ヒタイ即チ「日本勞  
働組合同盟ノ全國大會ハ滿場一致ヲ以テ此ノ議案ヲ可決スル」  
ハ事實ノ認識ヲ誤ツテアルカラ昔キ改メテ貫ヒタイ」  
該案ハ文字等ノ誤謬ヲ中央委員會ニ一任スルコトニシテ可決シタ  
◎緊急動議「總本部婦人部設置ニ關スル決議案中一部修正ニ關スル  
件」  
提案者 婦人部 小見山 富枝

財團法人協調會大阪支所

日賀（横濱合同）

「我々ハ從來コノ問題ニ對シテ多クノ論議ヲ費シタガ要スルニ資  
本主義ノ没落ニ於テ支配階級ハ」（中止）

小林（東京合同）

「眞ニ戰國的組合タル我ガ評議會ハ滿場一致テ本案ヲ可決スルコ  
トハ勿論デアアルガ然シナカラ原案中ニハ事實ノ行違ヒ又ハ文字  
上面白クナイ點アルカラ一部修正シテ貫ヒタイ即チ「日本勞  
働組合同盟ノ全國大會ハ滿場一致ヲ以テ此ノ議案ヲ可決スル」  
ハ事實ノ認識ヲ誤ツテアルカラ昔キ改メテ貫ヒタイ」  
該案ハ文字等ノ誤謬ヲ中央委員會ニ一任スルコトニシテ可決シタ

◎緊急動議「總本部婦人部設置ニ關スル決議案中一部修正ニ關スル  
件」

提案者 婦人部 小見山 富枝

「婦人部設置ニ關スル決議案ハ既ニ可決サレマシタガ決議案ノ六  
一頁ノ下段五行目以下ニ斯カル（婦人）ノ隸屬的地位ハ又必然